

地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託 一般競争入札実施要項

本要項は、「地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務」の委託業者を選定するにあたり、一般競争入札の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1. 当該業務の趣旨又は目的

地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務（以下「業務」という。）は、たつの市民病院（以下「病院」という。）における診療材料等の価格交渉、調達、管理、納品といった一連の物流業務を効率的かつ合理的に実施する。

これにより、物品購入経費の削減や余剰在庫の抑制を図るとともに、看護師など病院職員が本来業務に専念できる環境を整備し、健全で持続可能な病院運営の推進を目的とする。

2. 一般競争入札の業務名、概要、事業内容、履行期間

- (1) 業務名 地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託
- (2) 概要 たつの市民病院の診療材料等物品調達管理業務
住 所：兵庫県たつの市御津町中島 1666-1
施設名：たつの市民病院
- (3) 事業内容 別添「地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）
- (5) 事業規模 許可病床数 120 床
※たつの市民病院ホームページを参照

3. 担当部局

〒671-1311
兵庫県たつの市御津町中島 1666-1
地方独立行政法人たつの市民病院機構 法人事務局（担当：高田）
TEL 079-322-1121（代表）
FAX 079-322-1124
E-mail bid@tatsuno-shiminbyoin.jp

4. 参加資格要件

申請者は以下の要件を全て満たす必要がある。

- ① たつの市又は兵庫県から指名停止を現に受けている者でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそ

これらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑤ 参加時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が 100 床以上の公立または地方独立行政法人の病院において、継続して 3 年以上の物品管理・物流管理経験の受託実績を有する者であること。
- ⑥ 参加時点で、高度管理医療機器等販売業貸与業可証、医薬品販売業許可証、医療機器修理業許可証を有する者であること。

5. 入札書作成方法

入札書には別紙 3「診療材料納品リスト」に単価（B）を記入し、①診療材料費（5 年合計金額・税抜）及び②委託料（5 年合計金額・税抜）を記入し、③総合計（①＋②）を記載すること。

※委託料の契約金額は、「②委託料」の金額とします。

※「別紙 2 診療材料納品リスト」は、参加希望業者のみに送付します。送付希望の場合は、法人事務局 経理課まで連絡ください。

※診療材料費については、単価契約とし、「①診療材料費」を基に受注者と交渉の上、契約単価を決定します。

※「診療材料納品リスト」の 5 年予定数量を（A）とする。

※単価（B）には、規格の入数に合わせた単位の金額を記載すること。

※様式 3 業務委託入札書を提出すること。

※別紙 3 診療材料納品リストの内訳書（入札版）を提出すること。

6. 参加申込手続き、募集期間及び申込方法

- （1）参加申込手続き たつの市民病院ホームページによる公告
- （2）募集期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）～ 令和 7 年 10 月 27 日（月）
- （3）申込方法 「参加資格確認申請書」（別紙様式 1）及び添付書類を、持参により、担当部局に提出。
- （4）申込期限 令和 7 年 10 月 30 日（木） 午後 5 時 15 分必着
- （5）参加通知 4. の参加要件を満たす者に対して別途通知する。

7. 質問の受付及び回答

- （1）提出書類 質問書（様式 4）
- （2）受付期限 令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 3 時 00 分まで
- （3）提出方法 電子メールにより、担当部局に提出。
- （4）回答方法 実施要項等の質問書に対する回答は、たつの市民病院ホームページにおいて回答する。
なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期限を過ぎた質問は受け付けない。
- （5）回答日 令和 7 年 11 月 12 日（水）予定

8. 資料等の配布について

(1) 配布資料

①地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託入札実施要項

②地方独立行政法人たつの市民病院機構診療材料等物品調達管理業務委託仕様書

・【別紙 1】診療材料等物品調達管理業務委託内容詳細

③様式集

・【様式 1～様式 2】参加資格確認申請書等

・【様式 3】業務委託料入札書

・【様式 3-2】入札書

・【様式 4】質問書

・【様式 5】入札辞退届

※【別紙 2】診療材料納品リストは、入札参加希望業者のみに別途配布します。

※【別紙 3】診療材料納品リストの内訳（入札版）は、入札参加業者のみに別途配布します。

(2) 配布期間

令和 7 年 10 月 20 日（月）～ 令和 7 年 10 月 27 日（月）まで

※たつの市民病院ホームページよりダウンロード。

9. 入札書等の提出について

入札書等の提出については、次のとおりとする。

(1) 受付期限 令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 3 時 00 分まで

(2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日及び休日は除く。）

(3) 提出資料 【様式 3】業務委託入札書・【別紙 3】診療材料納品リストの内訳
(入札版)

(4) 提出方法 提出資料を直接持参または郵送により担当部局に提出すること。
ただし郵送による提出の場合は、簡易書留郵便により
「地方独立行政法人たつの市民病院機構
法人事務局 高田 宛」に提出すること。

(5) 費用負担 入札に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

(6) 留意事項

- ・申請を辞退する場合には、速やかに入札辞退届（様式 5）を提出すること。
- ・提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- ・当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

10. 失格事項

- ① 参加資格要件を満たしていないとき。
- ② 提出方法、提出先及び提出期間に適合しないとき。
- ③ 公告及び実施要領等を示された条件に適合しないとき。
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑥ 事務局等関係者に対し、直接的又は間接的に援助を求めたとき。
- ⑦ その他入札の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

11. 事業者の選定方法

最低の価格で見積もりした者を第一交渉権者とする。見積書には別紙「診療材料納品リスト」に単価（B）を記入し、①診療材料費（5年合計金額・税抜）及び②委託料（5年合計金額・税抜）を記入し、③総合計（①＋②）を記載すること。

※第一交渉権者は見積書記載金額（③総合計）で決定します。

※委託料の契約金額は、「②委託料」の金額とします。

※別紙2「診療材料納品リスト」は、参加希望業者のみに送付します。送付希望の場合は、法人事務局 経理課まで連絡ください。

※診療材料費については、単価契約とし、「①診療材料費」を基に受注者と交渉の上、契約単価を決定します。

※別紙3「診療材料納品リスト」リストの内訳書（入札版）の5年予定数量を（A）とする。

※単価（B）には、規格の入数に合わせた単位の金額を記載すること。

※様式3 業務委託見積書を提出すること。

※契約締結日までに別途 診療材料納品リストの内訳書（契約版）を提出すること。

12. 契約交渉権者および契約価格の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な見積書の提出を行った者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、見積価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低の価格で見積もりした者を第一交渉権者（同価格の見積もりが複数あった場合は、くじ引きにより交渉順位を決定する。）とし、契約価格を交渉により決定する。

第一交渉権者には、交渉権決定後、直ちに交渉日時を通知する。交渉場所は当院とし、第一交渉権者からの交渉出席者は2名までとする。ただし、交渉が不調となり、契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができるものとする。

13. 契約の締結

- ① 選定された特定者は、地方独立行政法人たつの市民病院機構と仕様並びに契約内容等協議のうえ、地方独立行政法人たつの市民病院機構の決定を受けることにより、受託者となる。ただし、特定者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとする。
- ② 受託者は、地方独立行政法人たつの市民病院機構と予定価格の制限の範囲内で随意契

約を締結し、受託業務を実施する。なお、本業務に係る来年度予算が決定され、その予算執行が可能となることにより効力を生じるものである。また、契約締結日から履行開始の前日までにおける準備行為については、受託者の責任と負担により行う。

- ③ 契約及び契約書は、地方独立行政法人たつの市民病院機構契約規程の定めるところによるものとする。
- ④ 特定者との契約は①の協議が終了した後行うものとする。
- ⑤ 契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

14. 全体のスケジュール（予定）

内容	期間・期限等
(1) 公告及び資料配布開始	令和7年10月20日（月）
(2) 参加資格確認申請書提出	令和7年10月20日（月）～令和7年10月30日（木）
(3) 質問受付期限	令和7年11月7日（金）
(4) 質問回答	令和7年11月12日（水） 予定
(5) 入札書の提出期限	令和7年11月21日（金）
(6) 開札	令和7年11月25日（火）

15. 情報公開

- （１）一般競争入札実施にあたり、参加者から提出された資料等は、地方独立行政法人たつの市民病院機構情報公開規程（第7条）の規定に基づき情報公開の対象とする。ただし、情報公開の対応は本契約締結後とする。

16. その他

- （１）委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、地方独立行政法人たつの市民病院機構は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

- （２）その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、地方独立行政法人たつの市民病院機構と受託者は誠意をもって協議するものとする。

17. 問い合わせ先

地方独立行政法人たつの市民病院機構 法人事務局（担当者：高田）

TEL：079-322-1121（代表）

FAX：079-322-3177

E-mail：bid@tatsuno-shiminbyoin.jp